

年末・年始のお知らせ

施設のお休み

施設名	期間	注意事項
市役所、市役所各連絡所、水道事務所、消費生活センター、教育相談室、保健センター、平日夜間急患センター、地域包括支援センター（あさひ・あゆみ・あかしあ）、ゆとろぎ、図書館、郷土博物館、スポーツセンター、スイミングセンター、弓道場、富士見公園クラブハウス、コミュニティセンター、産業福祉センター、福祉センター、いこいの里、各児童館、各学童クラブ	12月29日(土)～1月3日(木)	【市役所】 出生・死亡・婚姻・離婚届など、戸籍に関する届け出は、市役所西側（青梅線側）地下玄関の警備員室で受領（仮受付） 【平日夜間急患センター】 12月29日(土)～31日(月)は休日準夜診療を実施 【スポーツセンター】 スポーツセンター・グラウンド・テニスコートの1月の抽選・随時予約の使用料の納入と承認書の交付は1月4日(金)午前9時から実施 【スイミングセンター】 ○プール・サウナ 年末は12月24日(月・休)まで営業 年始は1月4日(金)から営業 ○トレーニングジム 年末は12月28日(金)まで営業 年始は1月4日(金)から営業 ※プール水泳教室は1月5日(土)から開始
動物公園（☎579-4041）	1月1日（火・祝）	年末年始は1月1日（火・祝）以外開園
農産物直売所（☎579-5467）	12月31日(月)～1月5日(土)	
フレッシュランド西多摩（☎570-2626）	12月30日(日)～1月1日(火・祝)	【浴場施設】 1月2日(水)の正午から開館 【体育館・集会施設】 12月29日(土)～1月3日(木)休館、1月4日(金)から開館 ※フラダンス教室は1月9日(水)、ヨーガ教室は1月10日(木)から開催
富士見斎場（☎555-6269）	1月1日（火・祝）・2日(水) ※電話受付は行います。	年末は12月31日(月)の告別式まで実施 年始は1月3日(木)の通夜から実施
瑞穂斎場（☎557-0064）	1月1日（火・祝）・2日(水) ※電話受付は行います。 (午前8時30分～午後8時)	【式場】 年末は12月31日(月)の告別式まで実施 年始は1月3日(木)の通夜から実施 【火葬場】 年末は12月31日(月)の午後0時30分まで実施 年始は1月4日(金)の午前9時30分から実施

年末・年始の休日診療

	休日診療 午前9時～午後5時	休日準夜診療 午後5時～10時	休日歯科診療 午前9時～午後5時
12月29日(土)	小作駅前クリニック ☎578-0161	平日夜間急患センター ☎555-9999	本田歯科医院 ☎554-5902
12月30日(日)	山口内科クリニック ☎570-7661	平日夜間急患センター ☎555-9999	羽中歯科クリニック ☎554-2202
12月31日(月)	西多摩病院 ☎554-0838	平日夜間急患センター ☎555-9999	羽村歯科医院 ☎570-4618
1月1日(火)	小崎クリニック ☎554-0188	高沢病院（瑞穂町） ☎556-2311	森谷歯科医院 ☎555-9872
1月2日(水)	わかくさ医院 ☎579-0311	大聖病院（福生市） ☎551-1311	福留歯科医院 ☎555-7064
1月3日(木)	羽村相互診療所 ☎554-5420	ひかりクリニック（福生市） ☎530-0221	中野歯科医院 ☎554-7053

※当番医は変更となる場合があります。注意してください。

※上記の時間以外は、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」へ☎03-5272-0303（24時間対応）問合せ 保健センター⑨623

▶職員の分限および懲戒処分の状況

○分限処分は地方公務員法の規定に基づき、公務能率の維持向上を目的に、任命権者が職員の意に反して、降任、免職、休職の処分を行うものです。

○懲戒処分は地方公務員法の規定に基づき、公務における規律と秩序の維持を目的として、任命権者が職員に対して、戒告、減給、停職、免職の処分を行うものです。

(1) 分限処分 (単位：人、平成29年度実績)

区分	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合	0	0	-	0
心身の故障の場合	0	0	2	2
その他適格性の欠如	0	0	-	0
職制・定数の改廃など	0	0	-	0
刑事事件に関する起訴	-	-	0	0

※継続を含む

(2) 懲戒処分 (単位：件、平成29年度実績)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0

▶職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げて専念しなければならないという服務が規定されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(単位：人、平成29年度実績)

区分	違反数
職務命令などに従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
守秘義務	0
職務専念義務	0
政治的行為の禁止	0
営利企業などの従事制限	0

▶職員の退職管理の状況

平成29年度末における退職者（課長職以上）の再就職などの状況

(単位：人、平成30年12月1日現在)

区分	市特別職	市再任用職員	外郭団体	民間企業など	再就職なし
人数	0	1	0	0	0

▶職員の研修の状況

職員の能力の開発向上を目的として各種研修を行っています。

(単位：人)

区分	受講者のべ人数	備考
庁内研修	4,165	新任職員採用時研修、接遇研修、シティプロモーション研修、オリンピック・パラリンピック研修、女性活躍推進・ダイバーシティ研修、マイナンバー制度研修、認知症サポーター養成講座、人事評価者研修、例規システム運用研修、メンタルヘルス研修、情報セキュリティ研修、人権研修、財政研修、環境研修、普通救命講習 など
派遣研修	323	東京都市町村職員研修所、市町村職員中央研修所、日本経営協会、自治大大学院 など

▶職員の福祉および利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。

それぞれの実施主体は、厚生制度が羽村市職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は次のとおりです。

また、厚生福利制度とは別に、職員の公務上の災害、通勤時の災害により職員が負傷または死亡した場合などの補償を目的として、公務災害補償制度が規定されています。

(1) 厚生福利制度

実施主体	内容
羽村市職員互助組合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施。事業は、市から交付される負担金と職員の会費で運営。
東京都市町村職員共済組合	職員およびその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡などに対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」の3つの事業を実施。

(2) 公務災害補償 (単位：件)

区分	平成29年度
公務災害	3
通勤災害	0

▶公平委員会の業務の状況

職員は公平委員会に対し、給与・勤務時間そのほかの勤務条件に関する要求や、懲戒そのほか意に反する不利益な処分に対し、不服の申立てをすることができます。

(単位：件)

区分	平成29年度
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0